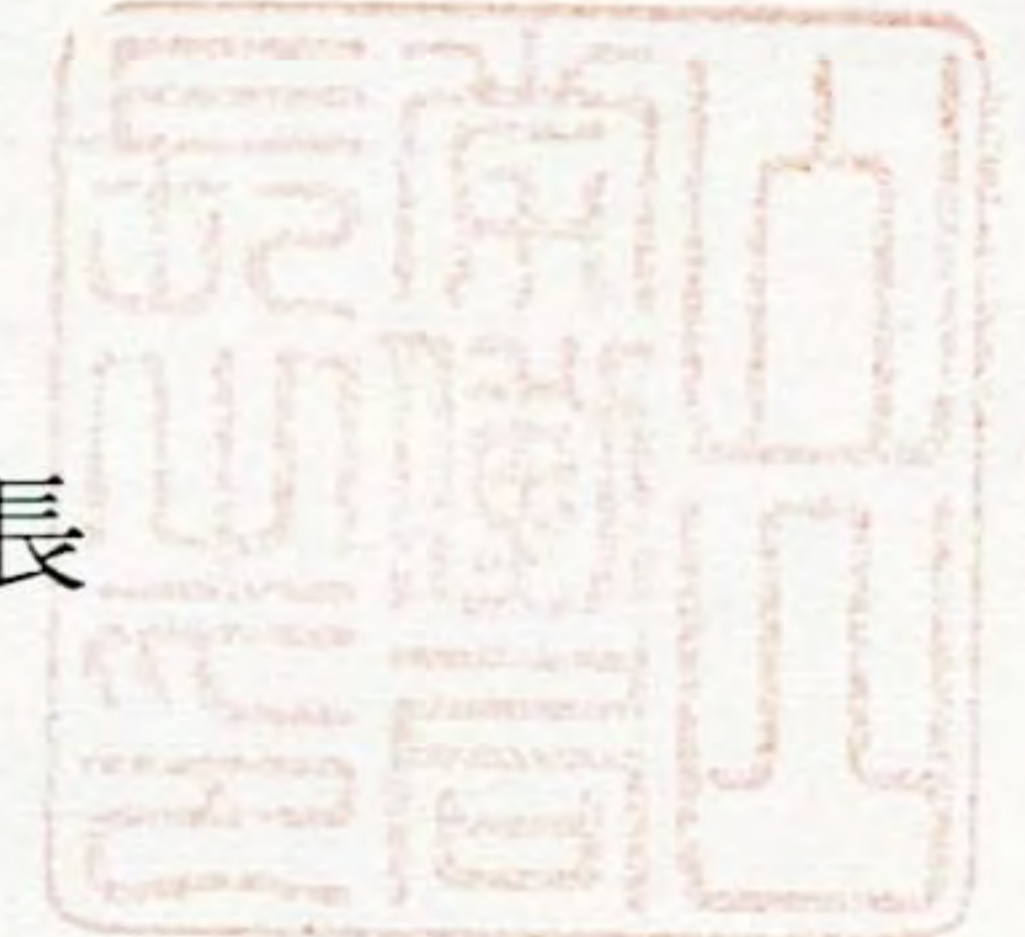


山口労発基 0204 第 3 号
令和 3 年 2 月 4 日

一般社団法人山口県中小企業経営者協会
会 長 殿

山口労働局長



特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者の溶接ヒュームへのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 12 号）が令和 3 年 1 月 26 日に公布され、同日から施行されました。その改正の趣旨、内容及び留意事項については、令和 3 年 1 月 26 日付け基発 0126 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局長から別添のとおり示されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の目的を御理解いただき、傘下会員事業者等に対する改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

注)

別添 令和3年1月26日付け基発0126第2号通達の本文中、「特化則等改正省令」の公布日が令和2年4月1日とありますが、正しくは、令和2年4月22日です。